

お困りでは  
ありませんか？



例えばこんな時…

相続手続、土地建物の売買・贈与、抵当権の設定・抹消など  
会社・法人の設立、役員変更など  
地代・家賃を受け取ってもらえないときの手続き  
貸金の請求等を裁判上でするときの手続き  
クレジット・サラ金相談、交通事故相談、成年後見相談 etc.

# 司法書士による **無料** 面談総合相談

**会場** 群馬司法書士会総合相談センター  
**東毛会場** (平成26年  
4月設置)

太田商工会議所会館内

2階相談室

群馬県太田市浜町3-6

**予約不要**

直接会場まで  
お越し下さい



**相談日** **毎月** 第2土曜日  
午後1時00分～4時00分

問合せ先：群馬司法書士会 TEL. 027-221-0150

※東毛会場には常設電話はございませんので、  
ご了承下さい。